

武 公 第20-6号
令和2年6月18日

公 告

武田薬品健康保険組合
理事長 小川寛六

規約の一部変更について

当組合の適用事業所である下記事業所の事業所離脱による組合規約第4条(別表)の変更について、令和2年6月17日付(近厚発0617第2号)をもって近畿厚生局長の認可を得ましたので、健康保険法施行令第3条の2の規定に基づき公告いたします。

記

1. 離脱した事業所 : 株式会社 近江屋

以 上